

平成 22 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 マーチャント・バンカーズ株式会社
代表取締役社長兼 COO 森 下 将 典
(コード 3121 大証 2 部・福証)
問合せ先 経営管理部長兼社長室長 庄 佳 秀
(TEL 03-3502-4910)

株式併合及び単元株式数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式併合（10 株を 1 株に併合）及び単元株式数の変更（1,000 株から 100 株に変更）についての承認を求める議案を、平成 23 年 6 月 23 日開催予定の第 86 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の売買単位を最終的に 100 株に集約することを目指しております。当社は上場企業としてかかる趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するため、株式の併合（10 株を 1 株に併合）及び単元株式数の変更（現行の 1,000 株から 100 株に変更）とを併せて行うものです。

また、当社の発行済株式総数は、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第二部の上場企業の平均上場株式数と比較して約 8.1 倍と多く、また、発行済株式総数の時価総額に対する割合も大阪証券取引所市場第二部の上場企業全体の状況と比較して約 6.7 倍と高い割合となっています。

今回の株式併合により当社の発行済株式総数の適正化が図られ、その結果、1 株あたりの諸指標（利益・配当等）や株価について他社との比較も容易になり、当社の状況に対するご理解を深めていただくことができるものと考えております。

これにより、当社株式が株式市場において一層適正に評価され、ひいては当社グループの企業イメージの向上に資するものになることと存じます。

当社の発行済株式総数及び時価総額の状況と大阪証券取引所市場第二部における上場株式数及び時価総額等の状況は次の通りです。

《当社の状況》（平成 22 年 3 月 31 日現在）

発行済株式総数 (A)	226,150,567 株
時価総額 (B)	74.6 億円
時価総額 1 億円あたりの発行済株式総数 (A/B)	3,031,508 株

《大阪証券取引所市場第二部の状況》（平成 22 年 4 月 30 日現在）

上場株式数合計 (A)	6,189,026,684 株
上場会社数 (B)	223 社
平均上場株式数 (A/B)	27,753,482 株
時価総額合計 (C)	13,737 億円
時価総額 1 億円あたりの発行済株式総数 (A/C)	450,536 株

なお、今回の株式併合が株主の皆様の権利や株式市場における売買の利便性・流動性にできる限り影響を及ぼすことのないよう、株式併合の効力発生と同時に当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する予定です。これに伴い、大阪証券取引所市場第二部における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

(2) 株式併合の方法

平成 22 年 8 月 1 日をもって、当社普通株式 10 株を 1 株に併合いたします。ただし、株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた株式につきましては、一括して売却処分（自社株として当社が買取）し、その処分代金を当該株主様に対して、その端数に応じて分配いたします。

(3) 株式併合により減少する株式数

発行済株式総数（注 1）	226,150,567 株
併合による減少株式数（注 2）	203,539,510 株
併合後の発行済株式総数（注 2）	22,611,057 株

(注) 1. 当社は、新株予約権を発行しており、効力発生日までの行使の状況により発行済株式総数が変動する場合があります。

2. 株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、一括して売却処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、その端数に応じて分配するため、併合による減少株式数及び発行済株式総数は若干変動することが予想されます。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成 22 年 3 月 31 日現在の当社株主構成		
総株主数及び発行済株式総数	総株主数（割合）	発行済株式総数（割合）
全株主	5,644 名(100.00%)	226,150,567 株(100.00%)
うち 10 株未満	214 名(3.79%)	290 株(0.0001%)
うち 10 株以上	5,430 名(96.21%)	226,150,277 株(99.9999%)

(注) 1. 株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、一括して売却処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、その端数に応じて分配するため、株式併合後の株主数及び所有株式数は若干変動することが予想されます。

2. 今回の株式併合を実施した場合、効力発生日時点の総株主数のうち、保有株式数が 10 株未満の株主様が保有機会を失います。上記は参考として平成 22 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿をもとに記載しております。

(5) 株式併合の条件

平成 22 年 6 月 23 日開催予定の第 86 回定時株主総会において「株式併合の件」が承認可決されることを条件とします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数変更の理由

当社株式の単元株式数を全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」において最終的な目標とされている売買単位である100株に変更するものです。

(2) 単元株式数変更の条件

平成22年6月23日開催予定の第86回定時株主総会において「株式併合の件」及び「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件とします。

3. 株式併合及び単元株式数の変更の日程（予定）

- | | |
|----------------|---------------|
| ①取締役会決議日 | 平成22年5月11日（火） |
| ②定時株主総会決議日 | 平成22年6月23日（水） |
| ③株式併合の効力発生日 | 平成22年8月1日（日） |
| ④単元株式数変更の効力発生日 | 平成22年8月1日（日） |

（注）大阪証券取引所市場第二部における当社株式の売買単位は、平成22年7月28日（水）以降、1,000株から100株に変更されます。

4. 株式併合を行った場合の株主様に対する当社の見解

保有株式数が10株未満の株主様（平成22年3月31日現在214名）につきましては、株式併合により保有機会を失うこととなりますことを深くお詫び申し上げます。

当社では、今後とも経営基盤の一層の強化により株主価値の増大に努め、株主・投資家の皆様のご期待に添えてまいり所存でございますので、何卒ご理解とご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

【ご参考】

1. 株式併合の効力発生を条件として、定款上の発行可能株式総数も併合比率に応じて変更する予定です。
2. 今回の株式併合に伴う定款の一部変更については、本日、別途「定款一部変更に関するお知らせ」を開示しております。

以 上